

第 2 回 西表石垣国立公園（石垣地域）管理計画検討会 議事要旨

- 日 時：平成 20 年 8 月 29 日（金） 13：00～15：00
- 場 所：環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター
- 参加者：計 13 名
 - 委 員：4 名（大学 1、団体・法人 3）
 - 関係機関：6 名（沖縄県 3、石垣市 2、その他 1）
 - 環 境 省：3 名

■議事次第：下記のとおり

1. 検討会（13：00～15：00）
 - 開 会
 - 挨拶（環境省那覇自然環境事務所長）
 - 出席者紹介
 - 議 事
 - (1) 西表石垣国立公園石垣地域管理計画について
 - ・目次案について
 - ・1～3の骨子案について
 - ・石垣市風景計画との連携について
 - (2) その他
 - ・今後のスケジュールについて

■議事概要：以下のとおり

開会・挨拶・趣旨説明

環境省奥田那覇自然環境事務所長より開会のあいさつ。

「管理計画目次案、骨子案」について 説明＜環境省＞

【委員】

今回は目次案の中の 1～3 までの骨子案が示されているが、4 は次回示されるということとでよいか。また、前回の検討会の資料にあった瀬戸内海国立公園の目次案と構成は同じか。

【環境省】

4 の内容については、今回大きな方針について了解をいただいた上で、次回示す予定。今回示した目次案については、瀬戸内海国立公園のものとはほぼ同じだが、3 の保全及び利用に関する事項については瀬戸内海が地域別で分けているのに対し、石垣地域の管理計画では景観のタイプ別に分けている。

【委員】

タイプ別に分けたときに、そのタイプごとの規制の内容を考えることになると思うが、場所に落としたときにその地域がはっきりとそのタイプに分かれていればよいが、2つ3つのタイプが重なっている場合はどう扱うのか。

【環境省】

現在タイプ別に分けているのは骨子案3の部分。3は各タイプの方針を示す部分でこの段階でタイプが重複しても問題はない。問題になるのは4の許可等の取扱いに関する事項の部分。タイプごとに許可等に関する取扱いの基準が異なると、2つ以上のタイプが重複しているような場所ではどちらの基準で取り扱えばよいのか混乱してしまう。現在の段階では4の内容をタイプごとに分けて書くかどうかは決まっていない。タイプごとに許可基準等を分けて書いた方がよいかどうか、検討会の中でも議論していただきたい。

【委員】

タイプが重複するような例としては、海岸景観とサンゴ景観が重複しているように思う。また、陸域と海域の重複する例ではマングローブと海岸景観が挙げられる。

【石垣市】

平久保半島の山の部分は海岸景観タイプに分類されているが、亜熱帯照葉樹林タイプの要素も含まれると考えられる。同じ場所で2つのタイプの景観要素をもつ場合はどうするのか。

【環境省】

確かに複数の景観要素を持つ場所はあるので、その辺は工夫して表現したい。

【委員】

石垣島には沖縄県最古の地層や、沖縄県最高峰の於茂登岳がある。それらの重要な場所はどう取り扱われるのか。保全すべきところを保全し、活用すべきところを活用するという方針にすべき。また、自然は変わっていくもので、西表島のように定点観測を於茂登岳でも実施した方がよいのではないか。

【環境省】

保全すべきは保全し、活用すべきは活用するという考えは環境省も全く同じ。ご指摘のあった2カ所については亜熱帯照葉樹林タイプに分類されるものだと思うので、その中で具体例として書き込みたい。後半のモニタリングについては、そうした視点が抜けていたので方針の中に加えたい。

【委員】

保全すべき場所というのは方針の中で書くだけでなく、具体的な場所に落として守るべき場所を示したらよいのでは。

【委員】

外来生物にはシロアゴガエルとオオヒキガエルしか記述されていないが、牧草などの植物も問題になっている。

【委員】

在来の希少植物についても記述する箇所がない。ミミモチシダについてはアンパルの陸地化が進み、生育環境が減っている。

【環境省】

たしかに、現在の目次案、骨子に書いている野生生物の保護管理の内容は動物ばかりに偏っている。これは、環境省が主体的に対策を実施しているものだけを書いたからで、ご意見を踏まえて植物の内容についても追加していきたい。外来植物の対策については環境省が主体的に実施するというよりは、地域と連携しながら対策を検討していくという書き方になるだろう。

【委員】

自然を守るということは、地域の生活文化を守ることにつながる。八重山の自然が残ってきたのは、行政の力が大きい。治山治水は行政の要諦。山があれば海が栄える。昔は石垣市の担当者に聞けば、どの林班に何の木があるか把握していた。いま、土地改良によって島がおかしくなっている。本土に合わせた工法を島にそのまま持ってきてもうまいかない。

【委員】

農業等の実施の際についても、自然保全に配慮していくという内容を追加してはどうか。

【委員】

石垣島の信仰・慣習など文化的なものをまとめてみては如何か？

「風景計画との連携」について 説明<環境省>

【石垣市】

玉取崎で申請件数が多い。13mの計画が多い。7mに抑えるように指導はするが、基準に強制力がないため、国立公園の基準として強制力が担保されるとありがたい。

【環境省】

石垣市風景計画の景観形成基準にあわせて、建築物の壁面の色を単純に白系等にしてしまうと、自然風景と調和しない場合も考えられる。その場合、自然風景との調和に配慮して焦げ茶色等にするように指導することは可能か。

【石垣市】

背景の自然風景と調和するよというこで、茶褐色にするように指導する場合もあ

る。この辺については現在作成中の運用ガイドライン等に参考としたい。

【環境省】

原則7mという基準になっているが、どのような場合に「原則」から外れて構わないのか。それがある程度明確でないと、そのまま国立公園の基準にすることが難しい。

【石垣市】

原則という表現の意味は、周りの7m以上の防風林の高さを超えない等景観を損なわない範囲と認められる場合もあるということである。

【委員】

前回の検討会では公園区域外の景観とのバランスについても議論があったが、こうした内容について管理計画ではどのように書いていくのか。

【環境省】

公園区域外については、具体的に記述することは難しいが、景観法との連携について記述する部分もあるので、ここで公園区域外も含めて石垣島全体の景観を石垣市と連携して守っていくということは書けると思う。

【委員】

県の景観条例との関係はどうなっているのか。

【八重山支庁】

県の景観条例は景観法に基づくものではなく、任意で作成したものである。大規模開発行為に対する規制が主目的。

【委員】

市町村が景観計画を作成した場合はそちらの計画が優先されることとなっている。

「その他」について

【関係機関】

自然公園においては保全と利用が推進されるということから、利用に関するルールなりマナーなりに関する記述が必要ではないか？また、他の公園においてその様な事例はあるか？

【環境省】

他の公園の管理計画書において利用に関するルールづくりについて記載しているかは確認する必要はあるが、いろいろな地域において利用に関するルール設定をしているところはある。

【委員】

宮良のヒルギ林なり、荒川のカンヒザクラなり天然記念物に指定されているエリアの範囲が不明確の場合がある。これらを明確にして欲しい。

【環境省】

天然記念物の指定については文化庁（教育委員会関係）の所管であるため、環境省としては明確にできない。ただし、所管の国立公園については、地番境界等により明確な定義付け（ライン引き）をしており、公園計画図（25,000分の1）で示されている。

その他会議中に確認された事項

- ・目次案、骨子案の全体的な方針について、事務局の提示した案で問題ないか座長より確認してもらい、了解をもらった。
- ・次回検討会スケジュールについて、11月中旬以降開催で調整することとなった。
- ・資料は事前に送付するようにして欲しいとの要望が有り、環境省よりそのように努力する旨約束。
- ・管理計画の見直しは可能、必要であれば見直しもできると回答。